

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

離婚が成立したら、私の父の姓にしたいのですが…

たぶんきつと簡単なご相談で、申し訳ないのですが、私は先日50歳になり、子供はいません。夫とは別居期間が長く、離婚の話し合いもできていて、あとは離婚届を出すだけです。ですから、ご相談内容は離婚のことではなく、苗字のことなのです。

私がまだ小さい時に両親が離婚し、その後私は父の姓のままでしたが、小学校に入る時に母の姓になりました。父は再婚して子供が3人できましたが、母はずっと独りでいます。父は経済力があり子煩悩なので、私もよくしてもらい、父の後妻さんとも異母弟妹とも仲が良く、父の家

にもよく遊びに行っています。大学を卒業後、父の親友の一人息子と結婚しました。残念ながら子供ができず、あちらは跡取りなので離婚して、母の姓に戻りました。40歳を過ぎて、高校の同級生と再婚しましたが、再度離婚することになりました。今の姓は再婚相手のですが、父に言ったら、この際父の苗字にしろよと言ってくれたのです。私の

身内といつては高齢の母だけなので、父の家族になった方が墓の心配もしないでよいだろうと。母は賛成してくれ、私ももう結婚はしないので、父の姓になろうと思っています。でも離婚後は、母の姓に戻るか再婚相手の姓をそのまま使うか、しかならないですよ。どうすればよいかなと思っています。

いったん元の姓に戻した上、家族とよく相談することをおすすめします

姓の問題はなかなか難しく、決して簡単なご相談ではありませんよ(笑)。しかし、良いお父さんとご家族に恵まれて、珍しいケースだと思います。

姓の変更はそもそもが難しく、戸籍法107条1項にある通り「やむをえない事由」が必要なのです(対して、名前の変更は「正当な事由」[107条の2]でよい)。これまで長く、公私共にお父さんの姓で生活してきたという実績があるのなら、家庭裁判所も変更を認めてくれるかもしれません。2度結婚もさ

れているので、そんな実績はありませんよ。では養子縁組は?となると、これは親子関係を人為的に創出して、実子と同じ相続権を与え、扶養の義務を負わせるものなので、もともと親子である場合には縁組の必要がなく、認められないのです。かつて非嫡出子の相続権が嫡出子の半分だった時には、嫡出子と同じにするための養子縁組が認められたりしましたが、今は同じなので、その意味もなくなりました。



したがって、考えられる方策としては、後妻さんと養子縁組をすることだろうなど。もちろん後妻さんの縁組意思が必要ですが、そうであれば、婚姻届と同じく、役所に養子縁組届を出すだけで至って簡単です。

ただし、問題がないわけではないのです。実子3人にしてみれば、ご相談者が高齢の親と同居して面倒を見てくれるのであればありがたいでしょうが、いざ母親の相続となって、遺産3分の1が4分の1になってもよいのかどうか。

遺産といつて特になければ、問題がないかもしれませんが、もしあるようなら、今はきょうだい仲が良いから大丈夫と思っ

ていても、いざとなると、それぞれの配偶者の思惑も絡んで話し合いが難しくなり、究極の場合、姓の変更を意図した養子縁組だから無効だとの裁判を起される可能性もないとはいえないからです。離婚後は元の姓にいったん戻した上で、皆さんの意見もよく聞いてから手を打った方がよいと思いますよ。